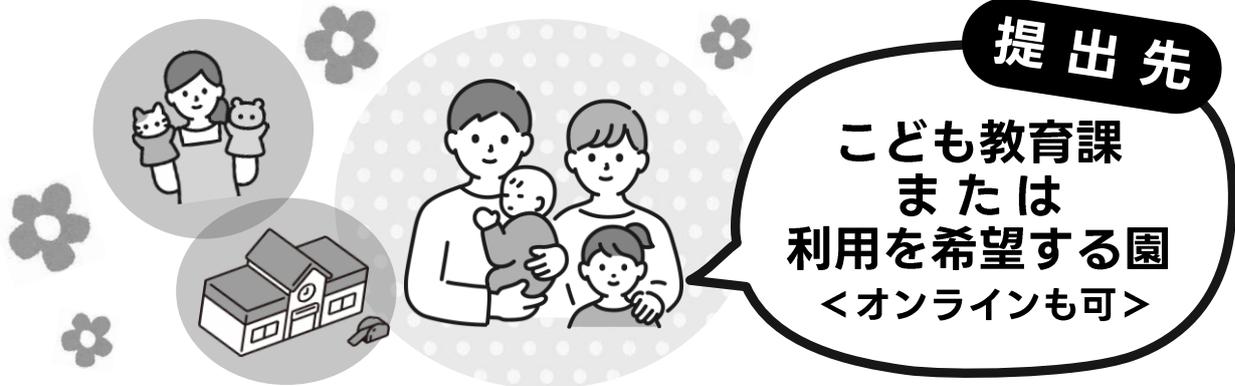


令和7年度 高梁市こども誰でも通園事業 利用申込案内



高梁市教育委員会事務局 こども教育課（市役所4階）TEL：0866-21-0264

申請 方法

利用開始の1カ月前までを目安に「利用申込書」を提出してください。

<電子申請でも申し込み可能です>

<https://logoform.jp/form/neOj/652459> <外部リンク>

・スマートフォンをお持ちの方は右の二次元コードからも申請可能です



<申請二次元コード>

✿事業の内容✿

未就園児を定期的に預かることで、家族以外の人との関わりの機会を通じ、こどもたちの成長を促すだけでなく、保護者に対する継続的な支援を行います。

✿対象となるお子さん✿

・市内に居住する1歳から3歳の未就園児

※満3歳に達した後も年度末まで受け入れます。

※該当しない場合は申し込みができませんのでご注意ください。



✿実施施設✿

施設名	所在地	電話番号	定員	受入れ時間	給食提供	月利用回数
高梁こども園	原田北町 1251-1 (R7.9~)	22-2423	5	9:00~11:00	なし	5回
有漢こども園	有漢町有漢 3328-3	57-3020	3	9:00~11:00	なし	5回
成羽こども園	成羽町成羽 2251-1	42-2011	4	9:00~12:00	あり	3回
川上こども園	川上町地頭 1365-1	48-3133	3	9:00~11:00	なし	5回

※原則、通常の保育利用児童と一緒に保育を行います。

※概ね1週間に1回の利用となります。実施施設が予約可能日を指定します。

※原則、1回の利用は2時間または3時間単位となります。

※やむを得ず利用できない場合の振替利用は行いません。

※最初の1箇月程度は親子登園をしていただく場合があります。

☆月の利用限度時間☆

1人当たり月10時間を上限とする

☆利用期間☆

令和7年5月1日から令和8年3月20日まで

※高梁こども園については、令和7年10月1日から令和8年3月20日まで

☆利用料金等☆

- ・1時間300円（おやつ代20円および給食費253円は別途徴収）

※生活保護世帯など、利用料が減免になる場合があります。該当の方はお申し出ください。

【給食費について】

- ・利用時におやつや給食の提供を受けた場合は、おやつ代、給食費を負担していただきます。
- ・あらかじめ提供を受けない旨の申込があった場合以外で、実施日の子どもの状況等により急きょ給食を食べなかった場合についても給食費は負担していただきます。

☆1日の過ごし方☆

パターン① 9:00~11:00	時刻	パターン② 9:00~12:00
登園	9:00	登園
好きな遊びをする		好きな遊びをする
おやつ	9:30	おやつ
排泄・手洗い・消毒をする		排泄・手洗い・消毒をする
遊び	9:50	遊び
保育士や友だちと遊ぶ		保育士や友だちと遊ぶ
		排泄・手洗い・消毒をする
降園	11:00	食事の準備
	11:15	食事
	11:40	好きな遊びをする
	12:00	降園

*利用にあたっての注意事項

- ・複数の実施施設を利用することはできません。
- ・利用料は後日送付する納入通知書にてお支払いください。
- ・利用にあたっての詳細は、実施施設と直接ご相談いただきます。
- ・受け入れ人数を超える利用申込があった場合、利用ができない場合があります。
- ・連絡なく利用されなくなった場合や利用料の未納が続く場合などは、利用停止となる場合があります。
- ・事業の効果を検証するため面談内容の共有や、アンケートのご協力をお願いいたします。

